

第71期定時株主総会招集ご通知添付書類

報 告 書

第 71 期

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告
＜ 参 考 ＞
株 主 メ モ



トミタ電機株式会社

(第71期定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、国や地域によるワクチン接種のばらつきがあるものの、一時的に新型コロナウイルス感染症による落込みからの回復傾向が見られました。その後、変異株による感染再拡大に席捲され社会経済活動に再び抑制圧力が加わりました。

当電子部品業界といたしましては、米中貿易摩擦が緩和された後の需要回復基調が継続し順調に推移しましたが、半導体不足や資源価格の高騰、新型コロナウイルス感染症の影響による物流の不安定化など年度後半には先行き不透明な状況となりました。

このような市場環境の中で当社グループは、フェライトコアならびにコイル・トランス製品の製造原価低減と品質改善に取り組み、世界競争に打ち勝つことのできる高性能で高品質の製品を生産すべく活動を続けてまいりました。

その結果、当連結会計年度において、フェライトコア販売が中国市場で5G通信関連ならびにEV関連の需要が急激に増加し、国内市場でも産業機器関連が堅調に推移しました。コイル・トランス販売についてもフェライトコア同様に産業機器関連ならびに半導体製造装置関連が好調に推移したことから、売上高は18億2千8百万円（前期比69.0%増）となりました。

損益面では、原価率の改善、ならびに経費等の削減に努めた結果、営業利益は1億2千8百万円（前期は1億2千9百万円の営業損失）となりました。経常利益は1億3千8百万円（前期は1億1千9百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億6百万円（前期は9千7百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

部門別の販売状況は、次のとおりであります。

企業集団の部門別販売状況

(単位：千円)

| 区 分 | 第69期 (2020年1月期) | 第70期 (2021年1月期) | 第71期 (当連結会計年度) (2022年1月期) |
|-----------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 電 子 材 料 | 792,036 | 806,316 | 1,448,379 |
| 電 子 部 品 | 223,082 | 211,641 | 310,736 |
| そ の 他 | 2,888 | 2,748 | 6,077 |
| 電子材料事業合計 | 1,018,007 | 1,020,706 | 1,765,193 |
| 不 動 産 賃 貸 | 70,667 | 61,358 | 63,346 |
| 総 合 計 | 1,088,674 | 1,082,064 | 1,828,540 |

なお、当連結会計年度におきましては、親会社株主に帰属する当期純利益1億6百万円を計上いたしました。市場ニーズに応える新製品・新材質の研究開発への投資や今後の事業展開に備えて、当連結会計年度の配当金につきましては、無配とさせていただくことといたします。株主各位への利益還元という観点からすると誠に遺憾でございますが、継続的な利益の確保と健全な財務体質の向上をはかり、早期の復配を目指して全社一丸となって努力を続けてまいります。

株主の皆様には誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の新規設備への投資総額は3千万円で、その主なものは当社グループのフェライトコア設備増強によるものであります。

なお、当連結会計年度の設備投資は全額自己資金によってまかなっております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

| 区 分 | 第 68 期 (2019年 1 月期) | 第 69 期 (2020年 1 月期) | 第 70 期 (2021年 1 月期) | 第 71 期 (当連結会計年度) (2022年 1 月期) |
|--|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 1,420,403 | 1,088,674 | 1,082,064 | 1,828,540 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円) | △117,149 | △166,180 | △97,912 | 106,723 |
| 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) | △177円62銭 | △251円98銭 | △148円46銭 | 161円83銭 |
| 総 資 産 (千円) | 4,353,058 | 4,165,993 | 3,979,950 | 4,262,608 |
| 純 資 産 (千円) | 3,422,483 | 3,247,353 | 3,103,117 | 3,292,534 |
| 1 株当たり純資産額 | 5,189円26銭 | 4,923円98銭 | 4,705円27銭 | 4,992円94銭 |

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当 社 の 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|---------------|--------------------|---------------------|
| TOMITA FERRITE LTD. | 1億9千1百36万香港ドル | 100.0% | 電子材料の輸出入販売 |
| 珠 海 富 田 電 子 有 限 公 司 | 9百20万米ドル | 100.0% | 電子材料の製造 および輸出入販売 |

(注) 珠海富田電子有限公司に対する当社の議決権比率は、間接所有によるものであり、TOMITA FERRITE LTD. が100.0%を所有しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、収束の見通しが立たず、世界経済および日本経済の先行きについては予測が大変困難な状況となっております。

当社グループを取り巻く事業環境も熾烈なグローバル競争や原材料価格動向ならびに物流の不透明感も併せて、国内外において企業間競争、価格競争は一段と厳しくなると予想されます。

このような事業環境の中で、車載、産業機器、I o T、情報通信、医療機器、省エネ・環境分野における国内外市場での新規開拓に向け、中国・香港・欧州営業とともに販売拡大をはかりながら、海外生産工場の継続的な品質改善や経費削減に向けた取り組みを推進し利益重視の体制を強化してまいります。重点課題として以下の3点に取り組みます。

① 5G基地局、EV等車載バッテリー・システム、産業用製造機器、半導体製造装置、医療機器等を主体とする情報通信機器ならびに産業用製造機器向けの新規受注を獲得

② 原価低減に向けた品質改善と製造設備刷新、省力化、自動化の推進

③ 高信頼性、高効率化を目的とした材質開発の推進

また、2022年4月に東京証券取引所が新市場区分に移行するに際し、当社は上場市場をスタンダード市場に変更いたします。同市場の上場企業にはコーポレート・ガバナンスコード全項目への適切な対応が求められており、当社ではこれまで各項目への対応について検討・実施してまいりました。経過的な対応状況の項目の更なる検討も含め、今後とも各項目への対応を一層充実させてまいります。

株主の皆様におかれましては今後とも倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年1月31日現在)

当社グループは、磁性材料を主体とした電子材料および電子部品の製造販売ならびに国内不動産の賃貸事業を主な事業としております。

(6) 主要な営業所および工場等 (2022年1月31日現在)

| 区 分 | 所 在 地 |
|---------------------|-----------------------|
| 本 社 工 場 | 鳥取県鳥取市 |
| 不 動 産 賃 貸 店 舗 | 鳥取県鳥取市 |
| 営 業 所 | 東京（東京都大田区）・大阪（大阪府大阪市） |
| TOMITA FERRITE LTD. | 香港 |
| 珠 海 富 田 電 子 有 限 公 司 | 中国広東省 |

(7) 使用人の状況 (2022年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 291名 | △5名 |

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 40名 | △2名 | 48.7歳 | 25.3年 |

(注) 1. 社外への出向者2名を含めておりません。
2. 使用人数は就業人員であります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,600,000株
- ② 発行済株式の総数 816,979株
- ③ 株主数 715名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 所有株式数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------|----------|---------|
| プ ラ ニ ン グ カ ミ ヤ 株 式 会 社 | 129,412株 | 19.62% |
| 神 谷 哲 郎 | 74,882株 | 11.35% |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社 | 33,700株 | 5.11% |
| 株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行 | 23,360株 | 3.54% |
| 株 式 会 社 D M M. c o m 証 券 | 22,600株 | 3.42% |
| 久 保 田 正 明 | 20,000株 | 3.03% |
| 神 谷 幸 之 助 | 19,500株 | 2.95% |
| 上 田 満 | 14,600株 | 2.21% |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社 | 13,800株 | 2.09% |
| 神 谷 滋 | 12,304株 | 1.86% |

(注) 持株比率は自己株式 (157,541株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年1月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役の様況 (2022年1月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の様況 |
|------------------|-------|--|
| 代表取締役社長 | 神谷哲郎 | プランニングカミヤ株式会社代表取締役 |
| 取締役 | 白間広章 | 総合技術部長 TOMITA FERRITE LTD. 取締役 珠海富田電子有限公司副董事長 |
| 取締役 | 神谷陽一郎 | 管理本部長 TOMITA FERRITE LTD. 取締役 珠海富田電子有限公司董事兼総経理 |
| 取締役 (常勤監査等委員) | 西尾慎一 | |
| 取締役 (監査等委員) | 大田原俊輔 | 弁護士法人やわらぎ代表社員弁護士 |
| 取締役 (監査等委員) | 山本庄英 | 株式会社アピオン代表取締役 中部都市企画株式会社代表取締役 |

- (注) 1. 西尾慎一氏、大田原俊輔氏および山本庄英氏は社外取締役であります。
2. 当社は、大田原俊輔氏および山本庄英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 西尾慎一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員を置くことにより実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。
4. 常勤監査等委員西尾慎一氏は、他社において総務・経理部門を統轄する業務管理部長の経験を持ち、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役 該当事項はありません。

③ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月25日開催の取締役会にて、「役員報酬に関する基本方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員報酬等は、基本報酬と退職慰労金により構成され、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、基本報酬は社内規程のとおり、月例の固定報酬とし、世間水準及び経営内容、従業員給与等のバランスを考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。また、退職慰労金は社内規程に基づき毎年一定額を引き当て、退任時に一括して支給する方針としています。取締役（監査等委員を除く）の報酬については、取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議で決定しております。なお、取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の報酬について、業績連動型報酬の報酬制度は採用しておりません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|---|------------|----------------|
| 取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) | 3名 | 33百万円 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役) | 3名 (3名) | 6百万円 (6百万円) |
| 合 計 | 6名 | 40百万円 |

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額11百万円（取締役6名分11百万円（うち社外取締役3名分67万円））が含まれております。

3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第65期定時株主総会において年額110百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。

4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第65期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役大田原俊輔氏は、弁護士法人やわらぎ代表社員弁護士であります。なお、当社と同弁護士法人との間には特別な関係はありません。

また、取締役山本庄英氏は、株式会社アピオンの代表取締役および中部都市企画株式会社の代表取締役であります。なお、当社とこれら法人との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| | 活 動 状 況 |
|-------------------------|--|
| 社外取締役 (監査等委員) 西尾 慎一 | 当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査等委員会5回全てに出席いたしました。企業経営を通じて得た豊富な知識と経験から取締役会、監査等委員会で適宜質問し、必要な発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。 |
| 社外取締役 (監査等委員) 大田原 俊輔 | 当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査等委員会5回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識と経験による法律面から取締役会、監査等委員会で適宜質問し、必要な発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。 |
| 社外取締役 (監査等委員) 山本 庄英 | 当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査等委員会5回全てに出席いたしました。複数企業の経営に関与しており、豊富な知識と経験から取締役会、監査等委員会で適宜質問し、必要な発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。 |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 アスカ監査法人
- ② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 10百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10百万円 |

- (注) 1. 当社海外子会社2社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などについて検証を行い、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
- また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 2,227,400 | 流 動 負 債 | 281,860 |
| 現金及び預金 | 1,041,108 | 支払手形及び買掛金 | 119,617 |
| 受取手形及び売掛金 | 562,666 | 未払法人税等 | 42,602 |
| 商品及び製品 | 208,519 | 未払費用 | 73,249 |
| 仕掛品 | 243,029 | 受注損失引当金 | 2,652 |
| 原材料及び貯蔵品 | 141,353 | 賞与引当金 | 17,308 |
| その他 | 34,323 | 前受収益 | 5,701 |
| 貸倒引当金 | △3,600 | その他 | 20,728 |
| 固 定 資 産 | 2,035,208 | 固 定 負 債 | 688,213 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,964,091 | 退職給付に係る負債 | 10,695 |
| 建物及び構築物 | 157,930 | 役員退職慰労引当金 | 314,444 |
| 機械装置及び運搬具 | 73,719 | 預り保証金 | 137,943 |
| 土地 | 1,715,312 | 長期前受収益 | 11,565 |
| 建設仮勘定 | 2,348 | 繰延税金負債 | 785 |
| その他 | 14,779 | 再評価に係る繰延税金負債 | 204,932 |
| 無 形 固 定 資 産 | 33,943 | その他 | 7,846 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 37,173 | 負 債 合 計 | 970,073 |
| 投資有価証券 | 35,515 | 純 資 産 の 部 | |
| 長期前払費用 | 593 | 株 主 資 本 | 3,026,503 |
| その他 | 1,064 | 資本金 | 1,966,818 |
| 資 産 合 計 | 4,262,608 | 資本剰余金 | 1,007,318 |
| | | 利益剰余金 | 279,940 |
| | | 自己株式 | △227,574 |
| | | その他の包括利益累計額 | 266,031 |
| | | その他有価証券 | △6,685 |
| | | 評価差額金 | |
| | | 土地再評価差額金 | 311,550 |
| | | 為替換算調整勘定 | △38,833 |
| | | 純 資 産 合 計 | 3,292,534 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 4,262,608 |

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|-------|-----------|
| 売上高 | | 1,828,540 |
| 売上原価 | | 1,250,693 |
| 売上総利益 | | 577,846 |
| 販売費及び一般管理費 | | 449,715 |
| 営業利益 | | 128,131 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 388 | |
| 受取配当金 | 1,519 | |
| 助成金収入 | 1,250 | |
| 金型売却益 | 3,068 | |
| スクラップ売却益 | 2,651 | |
| 為替差益 | 4,026 | |
| その他の | 528 | 13,433 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 823 | |
| 解約違約金 | 1,040 | |
| 撤去費用 | 375 | |
| 製品補償費用 | 184 | |
| その他の | 203 | 2,626 |
| 経常利益 | | 138,937 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 59 | 59 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 305 | 305 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 138,692 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 31,968 |
| 当期純利益 | | 106,723 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 106,723 |

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 1,299,320 | 流 動 負 債 | 172,214 |
| 現金及び預金 | 609,483 | 買掛金 | 82,940 |
| 受取手形 | 115,977 | 未払金 | 12,646 |
| 売掛金 | 188,404 | 未払費用 | 22,891 |
| 商品及び製品 | 112,396 | 未払法人税等 | 23,705 |
| 仕掛品 | 122,901 | 賞与引当金 | 17,308 |
| 原材料及び貯蔵品 | 107,085 | 前受収益 | 5,701 |
| その他 | 43,173 | その他 | 7,020 |
| 貸倒引当金 | △103 | 固 定 負 債 | 688,213 |
| 固 定 資 産 | 2,637,124 | 退職給付引当金 | 10,695 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,900,494 | 役員退職慰労引当金 | 314,444 |
| 建 物 | 153,224 | 預り保証金 | 137,943 |
| 構 築 物 | 392 | 長期前受収益 | 11,565 |
| 機 械 及 び 装 置 | 18,900 | 繰延税金負債 | 785 |
| 車 輜 運 搬 具 | 0 | 再評価に係る繰延税金負債 | 204,932 |
| 工 具 器 具 及 び 備 品 | 2,931 | その他 | 7,846 |
| リ ー ス 資 産 | 9,732 | 負 債 合 計 | 860,428 |
| 土 地 | 1,715,312 | 純 資 産 の 部 | |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,432 | 株 主 資 本 | 2,771,151 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 66 | 資 本 金 | 1,966,818 |
| リ ー ス 資 産 | 2,208 | 資 本 剰 余 金 | 1,007,318 |
| 電 話 加 入 権 | 156 | 資 本 準 備 金 | 1,007,318 |
| 投 資 其 他 の 資 産 | 734,197 | 利 益 剰 余 金 | 24,589 |
| 投 資 有 価 証 券 | 35,515 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 24,589 |
| 関 係 会 社 株 式 | 589,290 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 24,589 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 108,324 | 自 己 株 式 | △227,574 |
| 長 期 前 払 費 用 | 34 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 304,864 |
| そ の 他 | 1,064 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △6,685 |
| 貸 倒 引 当 金 | △32 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 311,550 |
| 資 産 合 計 | 3,936,444 | 純 資 産 合 計 | 3,076,016 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 3,936,444 |

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高 | 1,095,107 |
| 売 上 原 価 | 845,290 |
| 売 上 総 利 益 | 249,817 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 228,419 |
| 営 業 利 益 | 21,398 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 2,101 |
| 受 取 配 当 金 | 1,519 |
| 助 成 金 収 入 | 100 |
| 金 型 売 却 益 | 4,045 |
| ス ク ラ ッ プ 売 却 益 | 158 |
| 為 替 差 益 | 10,156 |
| そ の 他 | 669 |
| 18,750 | |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 823 |
| 解 約 違 約 金 | 1,040 |
| 撤 去 費 用 | 375 |
| 製 品 補 償 費 用 | 44 |
| そ の 他 | 204 |
| 2,487 | |
| 経 常 利 益 | 37,661 |
| 特 別 損 失 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 0 |
| 0 | |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 37,661 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 13,072 |
| 当 期 純 利 益 | 24,589 |

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月10日

トミタ電機株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トミタ電機株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トミタ電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年3月10日

トミタ電機株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トミタ電機株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監査及び検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月11日

トミタ電機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西 尾 慎 一 ⑩
(社外取締役)

監査等委員 大 田 原 俊 輔 ⑩
(社外取締役)

監査等委員 山 本 庄 英 ⑩
(社外取締役)

以 上

<ご参考> 株主メモ

| | |
|---------------------------|---|
| 事業年度 | 毎年2月1日から翌年1月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎年4月 |
| 定時株主総会の基準日 | 1月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 1月31日 中間配当を行うときは7月31日 |
| 株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 株主名簿管理人 事務取扱場所 | 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 郵便物送付先 | 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 電話照会先 | 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く) |
| インターネット ホームページURL | https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/ |
| 単元株式数 | 100株 |
| 公告方法 | 電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 (https://www.tomita-electric.com/) |

【株式に関する住所変更等のお手続きについてのご照会】

証券会社の口座をご利用の株主様は、三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。

証券会社の口座をご利用でない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。

※当社は、「株主総会決議ご通知」につきまして、第63期定時株主総会決議より、当社WEBサイトでの公開のみとし、印刷物の発送を見合わせております。省エネ化・省資源化への取り組みの一環であり、株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。